

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P.27 22-14 合成床版工 22-14-2 摘要すべき諸基準	合成床版についてもH29年度道路橋示方書適用とございますが、H29道示適用した詳細設計において、構造変更が必要となり、パネルの材料や鉄筋の数量および規格に変更が生じる場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	合成床版の構造については受注者に任性があるため、設計変更協議の対象となりません。 ただし、適用とする設計条件に変更があった場合は設計変更協議の対象となります。
2	【仮設備工事費】 昇降足場費 吊足場工費(標準型側面) 吊足場工費(防護型側面)	割掛項目の昇降足場費および、吊足場工費(標準型側面)、吊足場工費(防護型側面)については全て昼間の施工と考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	【共通仮設費】 現場溶接部検査費	12月14日付けの質問書に対してのご回答にて、J25-J27の間の横シームの現場溶接数量について交付図書にて数量が追加されましたが、割掛項目の現場溶接部検査費についても追加された数量を適用されていると考えてよろしいでしょうか。	その通りお考えください。